

城山小学校部活動指導方針 2020

<基本理念>

本校では部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意します。また、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の育成となる、児童生徒の自主的、自発的な参加による活動となるように努めます。

1、 指導上の留意点

- (1) 勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは大切ですが、大会等で勝つことや受賞することのみを重視し過重な練習を強いることなどがないように指導します。
- (2) 休養日や活動時間を適切に設定するなど、児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮して指導します。
- (3) 児童の能力・適性、興味・関心に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるように指導します。
- (4) 部活動の運営にあたっては保護者の援助、協力が不可欠であるため、日頃から保護者との信頼関係を築き、児童の活動が充実したものになるように心掛けます。

2、 部活動の運営と指導

(1) 活動量について

ア 成長期にある児童のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、疲労回復のためにも、平日に2日と土・日曜日のいずれか1日、合わせて週3日は休養日を設けます。

※ 上記に関わらず、第3日曜日（あさびーファミリーデー）は休養日とします。

イ 活動時間は平日2時間以内、学校の休業日は、3時間以内を基本とします。

ウ 始業前の活動（朝練）は、行いません。

(2) 活動計画について

ア 年間計画・月間計画を立て、児童が見通しを持って活動できるようにします。

イ 各種大会やコンクール等への参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、大会等の主催者や意義等を考慮して参加させます。

(3) 安全確保について

ア 顧問は、児童の健康状態を観察・考慮して部活動を運営します。

イ 大会や練習試合への児童の移送は、原則として公共交通期間、徒歩とします。

ウ 夏季は活動前に気温や暑さ指数を計測し、気温35度以上または暑さ指数31度以上の場合は、運動を原則中止とします。

(4) 体罰の根絶について

体罰は学校教育法第11条において禁止されており、顧問をはじめとするすべての指導者は、部活動の指導場面のみならず、児童への指導にあたり、いかなる場合も体罰を行いません。

3、 その他

1学期中に、新5年生を対象に「部活動への参加募集について」を配布します。募集する部活動や顧問、終了時刻等の詳細は、そちらをご覧ください。